

## 掛 川 市 公 告

掛川農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

掛川市長 松 井 三 郎

別紙

1 農用地区域の変更

掛川農業振興地域整備計画書の第2の2の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の

{	「除外する土地」	}
{	「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」	}

欄を以下のように変更する。

地区記号 区域番号	{「除外する土地」 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」} 欄の変更事項
○～○	次の土地を加える。 大字 字 番地、 番地、 番地、 …… 字 番地、 番地、 番地、 ……
○～○	「○○○○○」を削り、「大字 字 番地、 番地、 字 番地、 番地、 番地、 ……」に変更する。

2 用途区分の変更

掛川農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
○～○	次の土地の農業上の用途区分を採草放牧地から農地に変更する。 大字 字 番地、 番地、 番地、 ……
○～○	次の土地の農業上の用途区分を農地から農業用施設に変更する。 大字 字 番地、 番地、 番地、 ……
○～○	農地の区域を「○○○…」から「○○○…」に変更する。 農業用施設の区域を「○○○…」から「○○○…」に変更する。